平成２１年（フ）第２２７号
北海道苫小牧市美原町２丁目28番12号
債務者　利部　和代（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２３８号
北海道苫小牧市元町２丁目４番４号　坂マンション101号
債務者　松本　札子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２４号
秋田市川元小川町１番４号
債務者　西本　真紀
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３０号
秋田県南秋田郡五城目町上樋口字中川原28番地６
債務者　小松　光子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３５号
秋田市土崎港北６丁目２番21―９号
債務者　勝田　和香
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９号
福島市万世町５番29号　メゾン・ド・バーグ611
債務者　小林　輝男
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２７９号
福島市宮代字乳児池72番地　市住２―44
債務者　吉野　朗子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１号
群馬県桐生市広沢町２丁目3124番地
債務者　宗川　金次（旧姓八田）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第５号
福井県あわら市市姫３丁目６番18号
債務者　廣川　善宏
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
福井県鯖江市新横江１丁目４番19―５号、旧住所福井県鯖江市下新庄町第29号５番地１
債務者　三田村　斉
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
福井県あわら市二面68―１　癒しの宿青雲閣社員寮、住民票の住所福井県坂井市三国町山王６丁目３番11号
債務者　巻下　政憲
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
福井県大野市今井第12号８番地
債務者　木下　規子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
福井市菅谷１丁目13番２号
債務者　飛坂　義則
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５号
長野県茅野市宮川11144番地１　グリーンビレッジＥ201号、前住所長野県諏訪郡富士見町富士見4654番地815　サンライフコバＡ棟201号
債務者　出井　直仁
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１２０号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1488番地１　ベルアンジュ203
債務者　山本　貴久
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第４４号
静岡県賀茂郡河津町谷津759番地の２
債務者　堀口百合子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第２４９号
三重県四日市市大字東阿倉川854番地１
債務者　舘　加奈子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係